

平塚市産業間連携ネットワークPR出店費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市の産業活性化を促進するため、企業、団体及び個人事業者間のネットワーク化による産業間連携の場の創出を図り、商品等をPRする取組を促進するため、平塚市産業間連携ネットワークPR出店費補助金を交付することについて、補助金等の交付に関する規則（昭和54年規則第4号。以下、「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) ネットワーク会員 平塚市産業間連携ネットワーク規約第3条第3項の規定により会員として登録されたもの
- (2) 会員プロジェクトチーム 平塚市産業間連携ネットワーク規約第4条第1項の規定により届け出た会員プロジェクトチーム

(補助対象者)

第3条 この要綱において、補助金の交付を受けるもの（市税を滞納しているものを除く。以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれかに該当しなくてはならない。

- (1) ネットワーク会員で、地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律（平成22年法律第67号）、中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律（平成19年法律第39号）、中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平成20年法律第38号）及び中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律（平成11年法律第18号）に基づき認定を受け、当該開発商品を販売する平塚市内のもの
- (2) 商品の開発及び当該商品の販売を一体的に行う会員プロジェクトチームの会員
- (3) その他市長が特に必要と認めた事業者

(補助対象事業)

第4条 補助の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次に定めるところによる。

- (1) 市外で開催され、国、地方公共団体等が主催又は実行委員会を組織し、広く参加者を募る見本市、物産展その他各種イベントであり、出店等の際に当該補助対象事業申請者自らが本市を広く周知できるもの。
- (2) その他市長が特に必要と認めたもの

(補助対象経費)

第5条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、次に定めるところによる。

- (1) ブース使用料
- (2) 出店に必要な物品の賃借料
- (3) PRに必要な物品
- (4) その他市長が特に必要と認めたもの

2 補助対象となる経費に充てるために収入する国庫支出金等の特定財源がある場合は、それらを控除した額を補助対象経費とみなす。

(補助対象外経費)

第6条 次の経費は、補助対象外経費とする。

- (1) 出店時の売上金額に主催者が指定した率を乗じて支払う協賛金等
- (2) 出店に必要な消耗品費
(補助金の額)

第7条 補助率及び補助金の額は、予算の範囲内で補助対象事業に要する経費の2分の1以内とし、上限を3万円とする。

- 2 補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。
(補助金の交付申請)

第8条 規則第5条に規定する補助金の交付の申請は、平塚市産業間連携ネットワークPR出店費補助金交付申請書(第1号様式)に次の書類を添えて行うものとする。

- (1) 当該補助対象事業に関する事業計画書(第2号様式)及び収支予算書(第3号様式)
- (2) 当該補助対象事業に関する見本市、物産展その他各種イベントの実施要綱等(イベント料金表を示したものに限る。)
- (3) 市税完納証明書(申請者分)
- (4) その他市長が特に必要と認めるもの

- 2 補助金の交付を受けようとするものは、前項の規定による申請を行うに当たって、消費税及び地方消費税を補助対象経費とする場合にあつては、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による地方消費税の税率に乗じて得た金額の合計額に補助対象経費に占める補助金の割合を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りではない。

(補助金の交付の決定)

第9条 市長は、前条の規定による補助金の交付の申請があつたときは、その内容を審査し適当と認めるときは、規則第7条の規定による補助金の交付又は不交付の決定を平塚市産業間連携ネットワークPR出店費補助金交付決定通知書(第4号様式)により当該申請者に通知するものとする。

(事業計画の変更の申請等)

第10条 前条により交付が決定した補助対象者は、規則第8条第1項の規定による事業計画の変更が生じた場合、平塚市産業間連携ネットワークPR出店費補助金事業計画変更・中止・廃止申請書(第5号様式)により提出し、市長の承認を受けなければならない。

- 2 市長は、規則第8条第2項の規定による事業計画の変更を承認した場合は、平塚市産業間連携ネットワークPR出店費補助金事業計画変更・中止・廃止決定通知書(第6号様式)により、その旨を当該申請者に通知するものとする。

(実績報告)

第11条 規則第11条第1項の規定による実績報告は、当該補助対象事業終了後30日後又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに、平塚市産業間連携ネットワークPR出店費補助金実績報告書(第7号様式)に次の書類を添えて市長に提出するものとする。

- (1) 当該補助対象事業に関する事業実績報告書(第8号様式)及び収支決算書(第9号様式)

式)

(2) 当該補助対象事業に係る納品書の写し及び領収書の写し又はこれらに代わるもの

(3) その他特に市長が認めるもの

2 消費税及び地方消費税を補助対象経費とする場合にあっては、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかな場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

(補助金の額の確定通知)

第12条 規則第12条の規定による補助金の額の確定通知は、平塚市産業間連携ネットワークPR出店費補助金額確定通知書(第10号様式)により行うものとする。

(補助金の請求)

第13条 前条の規定により補助金の額の確定通知を受けた者は、市長の指示に従い補助金の支払を請求するものとする。

(補助の回数)

第14条 この要綱に定める補助金の受けることができる回数は、同一年度1回とし、同一のネットワーク会員及び会員プロジェクトチームへの補助は3回までとする。

(補助決定の取消し)

第15条 市長は、規則第13条各号に掲げるもののほか、次の各号のいずれかに該当した場合には、補助金交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 平塚市産業間連携ネットワークPR出店費補助金交付要綱に違反したとき。

(2) ネットワーク会員を退会したとき、又は会員プロジェクトチームを解散したとき。

(補助金の返還)

第16条 市長は、補助金の交付を取り消した場合において、当該補助対象事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときには、期限を定めてその返還を命ずることができるものとする。

2 市長は、補助対象者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既に確定額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずることができるものとする。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第17条 消費税及び地方消費税を補助対象経費とする場合であり、かつ、当該経費について消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が発生する場合、補助対象者は、消費税の申告により当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定後、消費税仕入控除税額報告書(第11号様式)により、速やかに市長に報告しなければならない。

2 市長は、前項の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとし、当該補助対象者は速やかにこれに応じなければならない。

(補助対象からの排除)

第18条 市長は、平塚市暴力団排除条例(平成23年条例第9号)第8条の規定する必要な措置として、次の各号のいずれかに該当するものは、補助金の交付の対象としないものとする。

(1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)

(2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団

(3) 法人であって、代表者又は役員のうち暴力団員に該当する者がいるもの

(4) 法人格を持たない団体であって、代表者が暴力団員に該当するもの

2 市長は、補助対象者が前項各号のいずれかに該当する場合は、交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付された補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

3 市長は、必要に応じて、補助対象者が同上第1項各号のいずれかに該当するか否かを神奈川県警察本部長に照会することができる。

(その他)

第19条 この要綱に定めるもののほか、平塚市産業間連携ネットワークPR出店費補助金の交付について必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、決裁の日（平成28年9月1日）から施行する。

(有効期限)

2 この要綱は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日の属する年度以前の年度予算に係る補助金については、この要綱は、同日後も、なおその効力を有する。

附 則

この要綱は、決裁の日（令和3年3月31日）から施行する。

附 則

この要綱は、決裁の日（令和5年3月31日）から施行する。